

○西紋別地区環境衛生センター施設整備基金条例

制定 平成15年3月26日条例第1号

(目的)

第1条 西紋別地区環境衛生センター（以下「衛生センター」という。）施設の整備及び維持補修の財源に充てるため、衛生センター施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積み立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算に定める額とする。

2 前項の積み立てにあたっては、組合構成市町村の持ち分を明確にしなければならない。

(処分)

第3条 基金は、第1条に定める経費に充てる場合でなければ処分することができない。

2 前項の規定により基金を処分する場合は、その金額について、組合構成市町村の持ち分を明確にして、一般会計歳入歳出予算に計上しなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。